

## 「プラス青葉台」2階 施設利用規約

東急株式会社（以下「東急（株）」という。）は、別途東急（株）が定めるプラス青葉台2階（以下「本施設」という。）の会員に関する会員規約（以下「本会員規約」という。）にもとづき会員資格を取得した会員による本施設の利用について、以下のとおり施設利用規約（以下「本施設利用規約」という。）を定める。なお、本施設利用規約に特段の定めがない限り、本施設利用規約の用語は本会員規約に定めるとおりとする。

### 第1条（本施設利用規約の遵守）

1. 会員は、本施設を利用するにあたって、本施設利用規約の内容を承諾し、遵守しなければならない。
2. 会員は、ゲストに対しても、本施設利用規約上の会員の義務を遵守させなければならない。

### 第2条（利用可能時間および休業日）

1. 本施設の利用可能時間は別紙記載のとおりとし、会員は、本施設を、別途東急（株）が定める休業日を除く利用可能時間内に限り利用することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかの場合には、東急（株）は、会員に対し、本施設の全部もしくは一部の利用を制限したり、利用の中止を求めたり、または、本施設を臨時休業したり、利用可能時間を臨時短縮したりすることができるものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとする。
  - (1) 本施設の維持管理上必要がある場合または停電その他の事由により、会員による本施設の利用が困難であると東急（株）が判断した場合。
  - (2) 東急（株）または東急（株）が許諾した者が、本施設の全部または一部において、本会員規約第1条に定める本施設の目的のために、イベント、セミナー等（総称して、以下「イベント等」という。）を実施する場合。

### 第3条（本施設への入退出）

1. 会員は、本施設に入室するときには、受付にて、東急（株）が求める情報（会員の入室日時、氏名、会員の種類等）を提示し、東急（株）の認証を得たうえで入室するものとする。
2. 前項の受付時において会員が利用する本施設のスペースが、既に東急（株）所定の許容人数（別紙1に定める。）の会員によって利用中の場合には、当該受付をする会員には認証が与えられず、当該会員は本施設に入室できないものとし、会員はこれを予め承知し、容認する。
3. 会員は、本施設内に滞在中においては、認証に際して東急（株）より貸与される認証標（ネックストラップ等）を常時携帯し、東急（株）が求めた場合には直ちにこれを提示しなければならない。なお、貸与された認証標は、本施設から退出する際に、受付に返却するものとする。
4. ワークラウンジ会員、コミュニティラウンジ会員の内一部会員、および個別ブース会員は、本施設に入室する時間が受付有人時間外の場合においては、第1項に定める手続きに代えて、受付に設置されたカードリーダーに、セキュリティカードをかざして認証を得たうえで、本施設に入室するものとする。

#### 第4条（本施設全体に共通の禁止事項）

1. 会員は、次の各号の行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとする。
  - （1）本会員規約第1条第2項規定の目的以外で本施設を利用すること。
  - （2）本会員規約第1条第3項乃至第6項規定の本施設の各スペースの目的以外で当該スペースを利用すること。
  - （3）東急（株）の許可なく、本施設を郵便、宅配便等の送り先にしたり、法人またはその営業所の所在地等として商業登記したりすること。
  - （4）本建物および本施設の立入禁止箇所に進入すること。
  - （5）本建物および本施設を利用する他の会員等およびその他の第三者に迷惑を及ぼす大声、音、振動または臭気等を発する行為。
  - （6）本施設に設置された机・椅子等に私物等を置くことで、占有（場所取り等）すること。
  - （7）東急（株）が指定する場所・時間以外において食事をすること。
  - （8）東急（株）の許可なく、本建物および本施設内で飲酒または喫煙をすること。
  - （9）本建物および本施設内において他の会員等の利用を妨げる長時間の仮眠、睡眠をとること。
  - （10）会員の種類ごとに定められた利用可能時間外に本施設を利用したり、本施設に宿泊をすること。
  - （11）本建物および本施設内に犬などの動物、昆虫、その他の小動物等を持ち込むこと。ただし、イベント時における東急（株）の許可を得た動物、盲導犬、聴導犬または介助犬等は除く。
  - （12）東急（株）の事前の書面による許可なく本建物および本施設の通路や階段、廊下、外壁等に看板、ポスター等の広告物を貼ること。
  - （13）東急（株）の事前の書面による許可なく本施設内で宗教活動または政治活動を行うこと。
  - （14）本建物および本施設内で火気等を使用することまたは火気等を持ち込むことおよび灯油やガスを使用する器具を持ち込むこと。
  - （15）本建物および本施設内に二輪車等を持ち込むこと。
  - （16）他の会員等に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。
  - （17）東急（株）の事前の許可なく本施設内において、商品の販売、物品の修理その他金員の授受を伴う取引を行うこと。
  - （18）本施設内において、走ったり、ゲームや音楽・動画等の視聴等により騒音を発生させること。
  - （19）本施設内において、他の会員等に対し暴力的な言動を行うこと。
  - （20）本施設内において、賭け事等の射幸行為を行うこと。
  - （21）東急（株）が指定する場所以外にごみを捨てたり、当該場所に家庭ごみ等を持ち込み捨てたりすること。
  - （22）本施設内において、他の会員等に対して無限連鎖講や連鎖販売取引等不適切な勧誘行為を行うこと。
  - （23）本施設内に東急（株）が設置した什器、備品等を窃取、損壊することおよび移動するなど原状を変更すること。
  - （24）著作権者等の承諾なく書籍等の頒布のためにコピー機を利用し複製をすること。
  - （25）他の会員等の私物を窃取、損壊すること。
  - （26）前各号の他、法令等に違反する行為および公序良俗に反する行為。

(27) 前各号の他、東急（株）が不適切と判断する行為。

#### 第5条（私物の管理）

1. 会員は、本施設において、会員が所有または占有する動産等（以下「私物等」という。）の管理を自己の責任で行うものとし、会員の私物等が紛失、盗難、破損または汚染等が生じて、東急（株）は、東急（株）の故意または重過失による場合を除き、一切その責任を負わないものとする。
2. 第4条第6号に記載の占有（場所取り等）のために置かれた私物等および個別ブース会員が個別ブース会員の資格を喪失した日以降に個別ブース内に残置されたままになっている私物等（総称して、以下「会員放置物」という。）について、東急（株）は他の会員等の迷惑になると判断した場合、当該会員放置物を他の場所に移動させ、移動日を含めて7営業日の間は当該移動場所にて保管し、保管期間の満了日に当該会員放置物の所有権は放棄されたものとみなし、東急（株）が当該会員放置物の所有者である会員の負担において任意に処分できるものとする。
3. 前項にかかわらず、会員放置物が飲食物・雑誌等であった場合、東急（株）はこれらを即日処分できるものとする。
4. 会員等は前二項の東急（株）による処置について異議なく承諾するものとする。

#### 第6条（容認事項）

1. 会員は、本会員規約第1条第2項に規定する本施設の目的を理解のうえ、本施設を利用するものとし、他の会員等が当該目的において本施設を利用するため、専ら執務を行ったり、くつろいだりするにあたっては本施設が必ずしも快適ではないことを予め容認するものとする。

#### 第7条（ワークラウンジの利用）

##### 1. ラウンジエリア

- (1) ラウンジエリアは、会員が他の会員と交流を図りながら執務等のデスクワークを行うスペースとして利用することができるものとする。
- (2) 会員は、ラウンジエリアの利用にあたって、次の各号の事項を遵守するものとする。
  - ①本会員規約第1条第5項乃至第6項規定の目的で使用すること。
  - ②匂いの強い飲食物など、他の会員等へ影響が出るものは飲食しないこと。
  - ③携帯電話等で通話をする場合やパソコンやスマートフォンによる遠隔会議等をする際は、テレカンブースエリアへ移動するもしくは周囲に配慮した音量で通話・遠隔会議等を行うこと。

##### 2. 個別ブース

- (1) 個別ブースは、会員が、他の会員との交流から離れ、一時的に執務等のデスクワークに専念するためのブースとする。
- (2) 個別ブースの会員登録可能人数は、1区画につき2名までとする。
- (3) 個別ブースは、個別ブース会員のみ利用できるものとし、個別ブース会員は、東急（株）が予め指定した個別ブースを、個別ブース会員の資格を有する期間の、本施設の営業日、利用可能時間において専用利用できるものとする。
- (4) 会員は、個別ブースの利用にあたって、次の各号の事項を遵守するものとする。

- ①本項第1号に規定する目的で使用すること。
  - ②個別ブースから一時的に離れる場合において、第4条第6号の規定にかかわらず、個別ブースに設置された机・椅子等に私物等を置くことができるものとするが、個別ブースは本施設の安全管理上、鍵の施錠を禁止しているため、個別ブースから離れる場合は、貴重品、その他大切なものは携行するか別途オプションサービスの専用ロッカーに入れてロッカーを施錠するなど、会員の責任により貴重品等の管理を徹底すること。
  - ③日々の本施設からの退出時には、個別ブース内は清掃し、私物等は持ち帰るか、別途オプションサービスの専用ロッカーに収納するものとし、利用可能時間を超えてブース内に置かないこと
- (5) 会員は、個別ブースの利用にあたって、予め次の各号の事項を承知し、次の各号の事項に関して東急（株）に対して損害賠償その他何らの請求をしないことを承諾する。
- ①個別ブースは、天井までの障壁はなく、窓が取り付けられており、ラウンジエリアとの間で、独占的排他的支配が可能な構造にはなっていないこと。そのため、ラウンジエリア、その他の本施設内からの会話の声などが聞こえ、また、ラウンジエリア等からブース内部が見えること。
  - ②個別ブースのドアを施錠できないこと。
  - ③東急（株）または東急（株）が指定する者が本施設および個別ブースの点検、維持管理のために個別ブース内に立ち入ること。

### 3. テレカンブースエリア

- (1) テレカンブースエリアは、携帯電話等による通話、パソコンやスマートフォンによる遠隔会議等、音を発する執務などを行うためのスペースとする。
- (2) 会員は、テレカンブースエリアの利用にあたって、次の各号の事項を遵守するものとする。
  - ①本項第1号に規定する目的で使用すること。
  - ②東急（株）が許可したものを除き、飲食しないこと。
  - ③テレカンブースエリアは区画された個室ではないことを認識し、通話・遠隔会議等はイヤホンを着用し音量も周囲へ配慮すること。

## 第8条（コミュニティラウンジの利用）

- 1. コミュニティラウンジは、会員が、読書、休憩、他の会員等と歓談するためのスペースとして利用することができるものとする。
- 2. 会員は、コミュニティラウンジの利用にあたって、次の各号の事項を遵守するものとする。
  - (1) 匂いの強い飲食物など、他の会員等へ影響が出るものは飲食しないこと。
  - (2) パソコンやスマートフォンを利用した遠隔会議をしないこと。
  - (3) 携帯電話により通話をする場合は周囲に配慮した音量で通話すること。
  - (4) 本会員規約第3条第1項第2号のゲストを同伴する場合は、ゲストがコミュニティラウンジ以外の本施設に立ち入ったり、他の会員等の迷惑になる行為をしないように監督するものとする。

## 第9条（イベントスペースの利用）

- 1. イベントスペースは、会員が、ワークショップやセミナー等を開催するためのスペースとして利用することができるものとする。

2. イベントスペースは、申込日から3か月後までの予約をすることができ、会員は1か月に最大10回までの利用申し込みができる。ただし、連日で利用する場合は1か月に最大7日までとし、会員は、別紙に定めるイベントスペースの利用可能時間外にはイベントスペースに私物等を置くことはできず、都度撤去するものとする（ただし撤去については東急(株)の許可を得た場合はこの限りではないものとする）。
3. 会員は、イベントスペースの利用にあたって、次の各号の事項を遵守するものとする。
  - (1) 第4条第14号のとおりイベントスペース内に火気を持ち込んで서는ならない。ただし、利用目的を明示したうえで事前に東急(株)の許可を得たIHクッキングヒーター、電子レンジ、電子給湯ポット等の電子温熱機器はこの限りではないものとする。

#### 第10条（インターネット接続サービス）

1. 会員が持参する一般的なWi-Fi機器を用いてインターネットに接続できる東急(株)が提供する無線LAN環境(以下「本インターネット接続サービス」という。)について、東急(株)は、次の各号の事項について、会員に対し、何ら保証せず、また一切の責任を負わないものとし、会員はこれを予め承知し、承諾するものとする。
  - (1) 本インターネット接続サービスの確実性、安定性、通信速度、品質
  - (2) インターネット上のウェブサイトなどの適合性、安全性
  - (3) インターネット上で入手可能なシステム・プログラムやファイルなどの適合性、安全性
  - (4) 会員、会員の機器および会員の機器上の情報の保全
  - (5) 第三者による会員の機器への不正アクセスおよび改変の防止
  - (6) 前各号の他、本インターネット接続サービスの正常かつ適切な稼働
2. 会員は、本インターネット接続サービスを利用する場合、自らの責任で利用するものとし、また、次の各号の行為を行ってはならない。
  - (1) 違法、不当な行為、および、公序良俗に反する行為
  - (2) 他の会員等に対して通信速度その他の支障を与える態様で利用する行為
  - (3) 本インターネット接続サービスを利用して、第三者または東急(株)に迷惑・不利益を及ぼす行為、本インターネット接続サービスに支障をきたすおそれのある行為
  - (4) 本インターネット接続サービスを再販売、賃貸するなど、本インターネット接続サービスそのものを営利の目的に利用する行為
  - (5) 本インターネット接続サービスによりアクセス可能な東急(株)または第三者の情報を改ざん、消去する行為
  - (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供または使用する行為
  - (7) 本インターネット接続サービスに接続するためのパスワード等を第三者に提供すること
  - (8) 前各号の他、東急(株)が不適切であると判断する行為
3. 東急(株)は、東急(株)が必要であると認めた場合またはやむを得ない事由が生じた場合、本インターネット接続サービスの提供を一時的あるいは恒久的に停止できるものとする。
4. 原因の如何および帰責性の有無にかかわらず、本インターネット接続サービスを利用できないことに起因して会員に損害が生じたとしても、東急(株)は、当該損害の発生が東急(株)の故意または重

過失によるものと認められる場合を除き、会員に対してその損害を賠償する責任を負わないものとする。

#### 第 11 条（オプションサービスのメニューおよび利用申込手続き）

1. 会員は、次の各号のサービス（以下「オプションサービス」という。）を、別紙のとおり会員の種類に応じて、オプションとして別途次項の手続きをすることによって利用できるものとする。なお、オプションサービスの内容および利用条件は、東急（株）により不定期に変更・廃止される場合があることを、会員は予め異議なく承諾するものとする。
  - （1）専用ロッカーサービス
  - （2）郵便物受取代行サービス
  - （3）商業登記利用サービス
  - （4）会議室貸出サービス
  - （5）展示棚貸出サービス
  - （6）前各号のほか、東急（株）が別に定めるサービス
2. オプションサービスの利用を希望する会員は、予め東急（株）所定の利用申込手続きを行い、東急（株）が申込を承諾した場合、別紙に定めるオプションサービス料金を、申込承諾時に東急（株）が定める期日までに所定の方法により東急（株）に支払うものとし、料金の支払いが完了し、東急（株）から申込まれたオプションサービスの利用が許可された会員（以下「OP 会員」という。）は、許可されたオプションサービスを利用できるものとする。
3. オプションサービスの利用を希望する会員は、前項の申込時に、申し込むオプションサービスの種類に応じて、東急（株）が求める次の必要書類を提出するものとする。
  - （1）郵便物受取代行サービス
    - ・ 身分証明書、その他犯罪収益移転防止法第 4 条に定める取引時確認に必要な事項（氏名、居住地、生年月日、職業）を記載した資料。ただし、郵便物受取代行サービスの対象となる郵便物等の宛先を会員が代表となる法人とする場合には、追加で当該法人に関する次の資料
    - ・ 法人の本人確認書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書等）、定款、その他犯罪収益移転防止法第 4 条に定める取引時確認に必要な資料
  - （2）商業登記利用サービス
    - ・ 商業登記申請書類
4. 専用ロッカーサービス、郵便物受取代行サービス、商業登記利用サービス、および、展示棚貸出サービスの利用期間の単位は「月間」（毎月 1 日から末日まで。なお、利用開始日が月の途中である場合は、当該開始日から当該開始日が属する月の末日までとする。）とし、当該オプションサービスの OP 会員は、利用期間終了の 2 か月前までに、更新しない旨の東急（株）所定の届出をしない限り、翌月も利用を継続する旨の申込があったものとみなされ、別紙に定めるオプションサービス料金の支払義務が生じるものとし、以後同様とする。なお、利用開始日が月の途中である場合においても、当月のオプションサービス料金については、別紙に定める額とし、日割り計算はしないものとする。
5. 東急（株）に支払われたオプションサービス料金（消費税等を含む）は、会員が利用の申込をキャンセルした場合および東急（株）の責に帰する事由なく会員がオプションサービスの全体または一部を

利用できなかった場合には返還されないことを、会員は予め承諾するものとする。

6. 前項の定めにかかわらず、会議室貸出サービスについて、OP 会員は、東急（株）が指定する期日までにキャンセルの申込を行い、当該申込が受理された場合には、当該オプションサービス料金の返金を東急（株）に請求できるものとする。
7. 会員は、郵便物受取代行サービスを希望する場合にあたっては郵便物を保管するために専用ロッカーサービスを別途申し込む必要があり、会員は予め承諾するものとする。
8. オプションサービスは、第3項の利用申込手続き上の審査、同サービスの予約・利用状況、その他の理由により利用できない場合があることを、会員は予め容認するものとする。
9. OP 会員が本会員規約および本施設利用規約の定めいずれかに違反した場合には、東急（株）は、当該 OP 会員によるオプションサービスの利用を停止させ、または、当該オプションサービスに関する利用の契約を解除することができる。
10. OP 会員は、利用中のオプションサービスの要件となる会員資格を失ったときには、当該オプションサービスの利用もできなくなり、当該オプションサービスに関する契約が解除されるものとする。

#### 第12条（専用ロッカーサービス）

1. 専用ロッカーサービスとは、会員が、専用ロッカーを、本施設利用中もしくは次の本施設利用時まで、私物を収納し、保管できるオプションサービスである。
2. OP 会員は、東急（株）が指定した場所の専用ロッカーおよび貸し出された専用ロッカーの鍵を、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
3. OP 会員は、専用ロッカーを、次の各号に該当する物品等の収納、保管等に使用してはならないものとする。
  - (1) なまもの、生物、こわれもの、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、キャッシュカード、クレジットカード等を含む）、危険物（燃料、爆発物、発火物等）、音や振動を発生するもの（機能を完全にオフにしている場合はこの限りではない。）、違法な薬物・薬品等
  - (2) 湿気・臭気を発生する物品、その他不潔なもの
  - (3) 所定の収納容量・大きさ・重量を超過するもの（既に専用ロッカー内に収納されている会員の私物に追加することにより所定の収納容量を超過する場合を含む）
  - (4) 前各号のほか、他の会員等に迷惑をかけるもの、公共のロッカーに収納・保管するものとして不適当なもの
4. 東急（株）は、専用ロッカーに収納、保管等された会員の私物等について、万が一、紛失、盗難、毀損、汚損、滅失等し、他の会員等、その他の第三者に損害が生じた場合でも、東急（株）に故意または重大な過失がある場合を除き、何ら責任を負わないものとし、会員は、東急（株）等に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わず、当該第三者をして東急（株）に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わせないものとする。
5. 東急（株）は、専用ロッカーの維持、保全、衛生、防犯、防災、救護その他維持管理上必要がある場合には、予め当該専用ロッカーを使用中の OP 会員に通知の上、専用ロッカーを開け、これを点検し、必要があれば会員に対し適当な措置を求め、または東急（株）がその措置を当該 OP 会員の負担で講ずることができるものとする。ただし、当該 OP 会員への通知は、火災、盗難その他緊急を要す

る場合には、東急（株）は、予め OP 会員に通知することなく専用ロッカーを開けて必要な措置を講ずることができるものとし、この場合事後にその旨を OP 会員に通知するものとする。

6. OP 会員は、当該オプションサービスの利用期間の終了、その他で当該オプション契約が終了する日までに、専用ロッカー内の私物等を撤去して、東急（株）に専用ロッカーを明け渡すものとする。
7. OP 会員が前項にもとづく専用ロッカーの明渡しを実施しない場合、東急（株）は、当該 OP 会員の費用負担において、専用ロッカー内に残置された OP 会員の私物等（総称して、以下「ロッカー残置物」という。）を取出し、専用ロッカーを原状回復（鍵の交換を含む）することができるものとする。この場合、東急（株）は、ロッカー残置物を、東急（株）の裁量により、OP 会員の費用負担において、一定期間（ただし、原則として1ヶ月以内とする）に限り、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって保管することができ、当該期間内に OP 会員が引き取り、次項の義務を履行しない場合には、OP 会員が所有権を放棄したものとみなして任意にロッカー残置物を処分することができるものとし、OP 会員は、これに対していかなる異議も申し立てないものとする。
8. 会員は、第6項にもとづく専用ロッカーの明渡しを遅延した場合、明渡し期日の翌日から明渡し完了の日まで、1日につき日割りした専用ロッカーのオプションサービス料金の倍額相当額を遅延損害金として東急（株）に支払うものとし、東急（株）に生じた損害が遅延損害金の額を超える場合には、遅延損害金に加えて当該超えた部分の額を東急（株）に賠償するものとする。

### 第13条（郵便物受取代行サービス）

1. 郵便物受取代行サービスとは、会員が、本施設を利用するにあたっての利便性を高めるために、本施設での会員（会員が代表者である場合の法人を含む）宛ての郵便物（以下「本郵便物」という。）または配達物（以下「本配達物」といい、本郵便物と本配達物を総称して、以下「受取郵便物等」という。）の受取を希望する会員に対し、東急（株）が、本施設の住所の使用を認め、会員を代理して受取郵便物等を受領して預かるオプションサービスである。
2. 前項において東急（株）が代理受領する受取郵便物等については、次の各号のいずれにも該当してはならないものとし、東急（株）は、これら要件等を満たさない受取郵便物等については代理受領しないことができるものとする。
  - (1) 宅配便、書留郵便（現金書留含む）、特定記録郵便、内容証明郵便、本人限定受取郵便、その他受領確認を要する郵便や小包等
  - (2) 裁判所などから送達等された公的または法的な書類、その他の重要書類等
  - (3) なまもの、生物、こわれもの、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、キャッシュカード、クレジットカード等を含む）、違法な薬物・薬品等
  - (4) 湿気・臭気を発する物品、その他不潔な物品
  - (5) 東急（株）が大きさ、重さ、重量等の要件を定めた場合に、当該要件に適合しないもの。
  - (6) 要冷蔵・要冷凍など、常温で保存できないもの。
  - (7) 受取人払いのもの。
  - (8) 前各号のほか、東急（株）が不相当と判断したもの
3. OP 会員は、東急（株）が受取郵便物等を代理受領した旨を所定の方法により通知した場合には、通知日から14日経過する日までに、受取郵便物等を引き取るものとし、これに違反した場合には、OP



会員が受取郵便物等の所有権を放棄したものとみなし、東急(株)はこれを当該 OP 会員の負担により任意に処分等できるものとする。これにより、第三者から東急(株)が損害賠償その他の責任を求められた場合には、当該 OP 会員は自らの責任と負担にて、これを解決しなければならないものとする。

4. 東急(株)は、受取郵便物等について、いかなる場合でも会員の住所、居所等への転送等を行わないものとする。
5. 東急(株)は、東急(株)に故意または重大な過失がある場合を除き、受取郵便物等の受領または非受取郵便物等の受領拒否、受取遅延等について何ら責任を負わないものとする。万が一、会員の私物および受取郵便物等ならび東急(株)が受取った非受取郵便物等が紛失、盗難、毀損、汚損、滅失等し、会員または第三者に損害が生じた場合でも、会員は、東急(株)に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わず、当該第三者をして東急(株)に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わせないことを、東急(株)に対して確約するものとする。
6. OP 会員は、当該オプションサービスの利用期間の終了、その他で当該オプション契約が終了する日までに、次の各号の事項をすべて完了させるものとする。
  - (1) 郵便局その他届出した先に、受取郵便物等の会員の住所を廃止または適切な宛先に変更する届出を行うこと。
  - (2) 東急(株)が受領した受取郵便物等をすべて受け取ること。
  - (3) 前各号のほか、本施設の住所が OP 会員の住所であると認められる外観を抹消すること。
7. OP 会員が前項各号の事項を完了させず、郵便物受取代行サービスのオプション契約終了後に、本施設に当該 OP 会員宛ての郵便物等が届いたとしても、東急(株)はこれを保管する義務は負わず、当該 OP 会員が所有権を放棄したものとみなして、東急(株)はこれを当該 OP 会員の負担により任意に処分等できるものとし、会員は、これに対していかなる異議も申し立てないものとする。

#### 第 14 条 (商業登記利用サービス)

1. 商業登記利用サービスとは、会員(会員が代表者である場合の法人を含む)が、本施設の住所を、会員または会員が代表者である法人の住所または本・支店もしくは営業所の所在地(会員または会員が代表者である法人の住所ならびに本・支店および営業所の所在地を総称して、以下「会員等所在地」という。)として、会員の名刺およびホームページ等に表示し、顧客もしくは配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記することができるオプションサービスである。
2. 商業登記利用サービスを利用するには、郵便物受取代行サービスも同時に申込み、利用しなければならないものとする(専用ロッカー含む)。郵便物受取代行サービスに関する利用の契約が解除された場合には、商業登記利用サービスに関する利用の契約も解除されるものとする。
3. OP 会員は、商業登記利用サービスに基づいて OP 会員等所在地を表示、通知、届出等を行い、または登記した場合には、すみやかにその旨を東急(株)に通知し、東急(株)の指示に従い会員等所在地の表示、通知、届出等、または登記の事実を証する書面(登記事項証明書等)を東急(株)に提出するものとする。
4. OP 会員は、利用期間の終了、その他の事由にかかわらず、商業登記利用サービスの利用が終了となる場合には、当該終了日までに、次の各号のすべての事項を行わなければならないものとし、当該 OP

会員が同各号の事項を行わない場合、東急（株）は、当該 OP 会員が同各号の事項をすべて完了するまで、当該期間にかかる商業登記利用サービスのオプションサービス料金の 3 倍相当額を、当該 OP 会員に対し、請求することができる。なお、この違約金を超える損害が東急（株）に発生したときには、当該 OP 会員は当該超えた部分の損害を別途賠償するものとする。

- (1) OP 会員が本施設の住所を OP 会員等所在地として登記していた場合には、本・支店もしくは営業所の移転登記、抹消登記を行い、当該抹消登記等の事実を証明する履歴事項証明書を東急（株）へ提出すること。
- (2) OP 会員が本施設の住所を、会員等所在地として①名刺およびホームページ等に表示していた場合には、商業登記利用サービスの利用終了日以降においては OP 会員等所在地を変更する旨の表示を行い、②顧客もしくは配送業者等に通知していた場合には、当該顧客等に、商業登記利用サービスの利用終了日以降においては会員等所在地を変更する旨の通知を行い、③所轄公官庁等に届出等していた場合には、所轄公官庁等に、商業登記利用サービスの利用終了日以降においては会員等所在地を変更する旨の届出等を行うこと。
- (3) 郵便局に、商業登記利用サービスの利用終了日の翌日をもって会員等所在地を他の住所に変更する旨の転居届を提出すること。
- (4) 前各号のほか、本施設の住所、所在地が会員等所在地であると認められる外観を抹消すること。

#### 第 15 条（会議室貸出サービス）

1. 会議室貸出サービスとは、会員が、貸し会議室を、会員同士または会員のゲストとの間で打ち合わせ等の会議を行う目的で利用することができるオプションサービスである。
2. 貸し会議室の定員は、別紙のとおりとし、定員の人数を超えて利用することはできないものとする。
3. 貸し会議室は 30 分単位で、各会員の利用可能時間内に限り、利用申し込みができ、申込日から 3 か月後までの予約をすることができるものとする。

#### 第 16 条（展示棚貸出サービス）

1. 展示棚貸出サービスとは、コミュニティラウンジ内に設置されている貸し展示棚に会員が、会員自ら所有する書籍、またはその他で東急（株）が別途認める物品（以下「書籍等」という。）を、東急（株）が指定した部分に、自らの責任で置くことができるオプションサービスである。会員は、貸し展示棚に置いた書籍等を、コミュニティラウンジ内において、自ら読書を楽しんだり、他の会員に見せて交流を図ったりすることができるものとする。
2. コミュニティラウンジを利用する会員は、OP 会員が貸し展示棚に置いた書籍等を、コミュニティラウンジ内に限り、善良なる管理者の注意をもって手に取って見たり、読書したりすることができる（なお、カバン等の中に入れて、コミュニティラウンジ外への持ち出しは禁止する。）ものとし、OP 会員は、これを、予め許諾するものとする。
3. 会員は、貸し展示棚に書籍等を置くにあたっては、次の各号を遵守しなければならないものとする。
  - (1) 自らが所有者であることを示すために、氏名、その他東急（株）が定める事項を書類等に明示すること。
  - (2) 書籍等以外を置かないこと。

- (3) 書籍等が公表されていない著作物の場合は、会員自らの責任と負担で著作権者の許可を得ること。
  - (4) 他の会員等がコミュニティラウンジ内において、貸し展示棚に置かれた書籍等を読書することに対して、当該書籍等の展示者である会員は当該他の会員から対価を得ないこと。
  - (5) 書籍等の展示が第三者の著作権、その他知的財産権の侵害とならないよう、会員自らの責任で十分な確認を行うこと。
  - (6) 東急（株）が別途定める収納容量、重量を超過するものを置かないこと。
  - (7) 他の会員等を不快にさせる内容の書籍等、臭気等を発する書籍等、その他東急（株）が不相当と判断する書籍等は置かないこと。
  - (8) 他の会員等に書籍等を貸出し、コミュニティラウンジ外に持ち出させないこと。
  - (9) 映像を録画したビデオテープ、DVD、Blu-ray 等やゲームソフト等の映画の著作物の展示を行わないこと。
4. 会員は、貸し展示棚を利用するにあたって、次の各号の事項を容認し、次の各号の事項に関しては、東急(株)の故意または重過失によるものと認められる場合を除き、東急（株）に対して損害賠償その他何ら請求できず、自ら解決するものとする。
- (1) 東急（株）は、貸し展示棚に置かれた会員の書籍等について管理する義務を何ら負わないこと。
  - (2) 会員の書籍等が紛失、盗難、毀損、汚損、滅失等し、会員に損害が生じる場合があること。
  - (3) 会員の書籍等について、他の会員等から東急（株）に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求があった場合でも、東急（株）は何ら対応する義務を負わず、会員の責任で解決すること。
  - (4) 東急（株）が会員からの申出により書籍以外の展示を認めた場合であっても、当該展示により他の会員等や当該展示物の著作権者等の第三者とトラブルが生じて東急（株）は何ら対応する義務を負わず、会員の責任で解決すること。
5. 東急（株）は、貸し展示棚の維持管理、衛生、防犯、防災その他必要がある場合には、書籍等を移動、その他の措置を講ずることができるものとする。
6. OP 会員は、利用期間の終了、その他の事由にかかわらず、展示棚貸出サービスの利用が終了となる場合には、当該終了日まで、展示棚に展示している書籍等をすべて撤去し、東急（株）に展示棚を明け渡すものとする。
7. 前項の展示棚貸出サービスの終了日以降、当該展示棚に残置物がある場合は、東急（株）の裁量により、会員の費用負担において、一定期間（原則として終了日の翌日より1ヶ月以内とする）に限り、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって保管することができ、当該期間内に会員が引き取らない場合には、会員が所有権を放棄したものとみなして任意に残置物を処分することができるものとし、会員は、これに対していかなる異議も申し立てないものとする

#### 第 17 条（本施設利用規約の位置付け、および、利用規約の変更）

- 1. 本施設利用規約は、本会員規約の一部をなし、本施設利用規約に定めのない事項および本施設利用規約に抵触する事項については本会員規約の規定が優先的に適用されるものとする。
- 2. 本施設利用規約は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、東急（株）は次の各号の場合、東急（株）の裁量により本施設利用規約を変更することができる。
  - (1) 本施設利用規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

- (2) 本施設利用規約の変更が、本施設利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 前項により、東急（株）が本施設利用規約を変更する場合、本施設利用規約を変更する旨および変更後の利用規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、本会員規約に規定の本施設のホームページ (<https://spras-aobadai.net/>) に掲示し、または会員に電子メールで通知するものとする。
  4. 変更後の本施設利用規約の効力発生日以降に、会員が本施設を利用したときは、本施設利用規約の変更同意したものとみなすものとする。

以上